

令和8年度第2回厚木市公共施設最適化検討委員会 次第

日時 令和8年6月29日（月） 午後2時から

場所 第二庁舎4階 教育委員会会議室

1 開会

2 案件

(1) 公共施設等に係る基本方針について

資料1

(2) 目標設定について

資料2

(3) 施設類型の見直しについて

資料3-1、資料3-2

(4) 土木インフラの概要等について

資料4

(5) 今後のスケジュールについて

資料5

3 閉会

案件(1)

公共施設等に係る基本方針について

公共施設等に係る基本方針

厚木市公共施設等総合管理計画（以下「総合管理計画」という。）で掲げる基本方針について、次のとおりとします。

1 公共建築物に係る基本方針

(1) 方針 1

方針1

具
体
例

施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減																		
内 容	総量・機能・配置等の見直しを通じて、将来にわたる費用の発生を構造的に抑制します。																	
具 体 例	●総量抑制のために、集約・複合化・適正規模化・統合・廃止・民間移譲を実施 将来にわたり市民サービスを持続的に提供できるよう、公共建築物の総量を抑制するため、「適正規模での更新、複合化」、「施設の統廃合」、「市有地の売却、施設の廃止」、「民間等への移譲」等の取組を進めます。																	
	●長寿命化によるコスト最適化 原則として、構造種別等に応じて設定する目標耐用年数まで、施設を有効に活用することを基本とし、適切なタイミングで長寿命化改修を行います。これにより、更新時期の集中を抑制し、将来の更新費用の平準化と縮減を図ります。 ただし、施設により、老朽化状況の評価結果や立地条件、機能・ニーズ面の課題を踏まえるものとします。例えば、適正配置の推進が可能な場合は、目標耐用年数にとらわれず、更新時期の前倒しを行ったり、長寿命化改修についても、想定する更新時期に対応して実施内容やタイミングを判断したりします。																	
	表 構造種別等に応じた目標耐用年数の設定 <table><tr><th>構造種別</th><th>基準</th><th>目標耐用年数</th></tr><tr><td rowspan="2">鉄筋コンクリート造 (RC造)</td><td>昭和 46 (1971) 年以前に建築された建築物</td><td>60 年</td></tr><tr><td>昭和 47 (1972) 年以降に建築された建築物</td><td>80 年</td></tr><tr><td rowspan="2">鉄骨造 (S造)</td><td>重量鉄骨造の建築物</td><td>80 年</td></tr><tr><td>軽量鉄骨造の建築物</td><td>60 年</td></tr><tr><td>木造 (W造)</td><td>—</td><td>60 年</td></tr></table>		構造種別	基準	目標耐用年数	鉄筋コンクリート造 (RC造)	昭和 46 (1971) 年以前に建築された建築物	60 年	昭和 47 (1972) 年以降に建築された建築物	80 年	鉄骨造 (S造)	重量鉄骨造の建築物	80 年	軽量鉄骨造の建築物	60 年	木造 (W造)	—	60 年
	構造種別	基準	目標耐用年数															
鉄筋コンクリート造 (RC造)	昭和 46 (1971) 年以前に建築された建築物	60 年																
	昭和 47 (1972) 年以降に建築された建築物	80 年																
鉄骨造 (S造)	重量鉄骨造の建築物	80 年																
	軽量鉄骨造の建築物	60 年																
木造 (W造)	—	60 年																
※耐用年数評価を実施することにより、目標耐用年数を超えて使用する場合があります。																		
●民間活力 (PPP/PFI 等) の活用 公共施設等の民営化に加え、公共建築物の整備や運営等におけるDB (O) 方式、PPP/PFI 方式の導入、維持管理における包括的民間委託方式の導入など、民間活力の導入検討を積極的に進めます。PPP/PFI 手法の導入検討の際は、平成 29 (2017) 年に制定した「厚木市PPP/PFI 手法導入の優先的検討に関する要綱」に基づいて行います。																		

(2) 方針2

方針2	多様な財源の確保	
	内容	施設の維持・更新に必要な財源を多角的に確保し、財政負担の平準化と不足の解消を図ります。
	具体例	●特定財源の確保 公共建築物の維持管理や修繕、更新においては、国・県等の補助制度を積極的に活用し、本市の財政負担の軽減に努めます。 また、公会計制度の導入に併せて整備した固定資産台帳を活用し、各施設のコストの明確化や、各施設の有効性や管理の在り方について検討するとともに、減価償却費を把握することで施設更新に対する積立の検討を行い施設更新の財源確保に努めます。 ●受益者負担の適正化 提供しているサービスの利用者に対し、適正な受益者負担を求め、使用料等を公共建築物の維持管理費用に充当し、財源の確保に取り組みます。 ●市有資産の有効活用 複合化等に伴い発生する余剰施設や利用者ニーズの低下により廃止した施設については、原則として売却することにより、公共建築物全体の維持管理等費用として活用します。売却が難しい場合、貸付等の有効活用策についても検討します。 ●新たな歳入確保策や負担軽減策の検討 ネーミングライツや広告収入等、施設を活用した新たな歳入確保策の導入を検討します。また、財政負担軽減の観点から、公共施設等に係る基金の積み立ての導入についても検討します。

(3) 方針3

計画的な維持管理と安心・安全の確保	
内容	施設の状態を継続的に把握し、予防的・計画的な管理により、安心・安全に利用できる施設環境を維持します。
方針3 具体例	●点検・診断の計画的実施とデータの一元管理 延べ床面積及び構造の観点から予防保全型の維持管理を行う建築物を抽出し、適切な点検及び診断等を実施します。また、点検及び診断の結果についてはデータベース化を図り、今後の長寿命化改修や修繕、更新、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。 ●維持管理・修繕・更新の計画的な実施 主に施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」において、点検及び診断結果等を踏まえた事業実施の優先順位についての検討を行い、事業予算とのバランスを見ながら、トータルコストの縮減及び事業の平準化の観点からの維持管理、修繕及び更新等を進めます。なお、用途廃止や統廃合が予定されている建築物については、原則として、事後保全型の維持管理の対象とし、長寿命化改修の実施を見合わせます。 ●安全確保と利用者リスクへの対応 日常及び定期点検・診断において施設の高度な危険性が認められた場合には、原則として公共建築物は居室空間としての使用を避ける等の迅速かつ適切な対応を講じます。 その後、安全性確保のための工事の実施、取り壊し及び撤去、施設の統廃合等の利活用についての方針を定め、方針に従った事業の実施を進めます。 ●防災・減災機能の維持・強化 本市に甚大な被害をもたらす可能性のある地震や河川の氾濫などにより、浸水想定区域や土砂災害警戒区域等に立地する公共施設が被災するリスクは高まっています。 このことから、施設の特性に応じた必要な対策に取り組むほか、防災・減災機能の強化に向けて、「厚木市地域防災計画」及び「厚木市国土強靱化地域計画」に従った事業の実施を進めます。

(4) 方針4

社会的要請への対応と施設の質の向上		
方針 4	内容	脱炭素・包摂・強靱化等、時代とともに変化する社会的要請に応え、施設が持つ価値を継続的に高めます。
	具体例	●カーボンニュートラルの推進 本市では、令和3（2021）年2月22日にゼロカーボンシティを表明し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を進めています。そのため、公共建築物の省エネ化は急務であり、太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、空調や照明を更新する際に、機器の更新等をまとめて行うことで、スケールメリットを生かしながら省エネ化のスピードアップを図るなど、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」等に従った事業の実施を進めます。 ●ユニバーサルデザインの推進 公共施設等の適正配置や長寿命化改修の実施に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」に基づき、公共施設等のバリアフリー化に取り組むとともに、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いに関わらず、誰もが使いやすい施設として、ユニバーサルデザインの考え方に配慮します。また、公共建築物のユニバーサルデザイン化を推進するに当たっては、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29（2017）年2月決定）」におけるユニバーサルデザインのまちづくりの考え方を踏まえ、全ての人が利用しやすい施設づくりを進めます。 ●変化する社会環境・利用ニーズへの適応 人口減少・少子高齢化の進行、ライフスタイルの多様化、デジタル化の進展などにより、公共施設等に求められる機能や役割は大きく変化しています。このため、従来の利用形態にとらわれることなく、利用実態や将来ニーズを踏まえた機能の見直しや柔軟な対応を図り、時代に即した施設機能の確保に努めます。

(5) 方針5

実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築	
内容	計画の実効性を担保するため、庁内外の連携体制を整え、段階的な目標と評価の仕組みを確立します。
方針5 具体例	●総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築 施設所管課で構成する「公共施設最適化推進プロジェクトチーム」において、情報共有を図るとともに、庁内横断的な検討・取組を進めます。 また、施設管理能力を備えた施設管理者、安全で質の高い長寿命化改修を実施する技術職員、維持管理計画を推進する技術者等、目的に沿った人材、人員の配置を行います。 公共建築物の維持管理に関わる職員については、予防保全型の維持管理に関する技術習得のために、国及び県等が開催する説明会等への積極的な参加を促進します。必要に応じて、公共建築物の維持管理に関わってきた職員の再雇用による庁内の技術継承の必要性についても検討を進めます。 ●所管課との情報共有・連携の推進 公共建築物の効果的かつ計画的な管理を推進するためには、日常の業務を通じて施設の状況や課題を共有し、取組を進めていくことが重要です。また、将来的な公共施設の在り方や今後の方向性についても、早い段階から関係課の間で情報共有を図り、必要に応じて連携しながら検討を進めるなど、横断的かつ円滑に取組を推進します。 ●庁内外への情報発信 公共施設等の最適化や長寿命化などの取組を着実に推進するためには、市民や関係団体の理解と協力が不可欠です。 このため、計画の内容や進捗状況、施設の利用状況等について、分かりやすく積極的に情報発信を行い、透明性の確保に努めるとともに、市民意見の把握の機会の充実を図ります。 また、民間事業者等に対しても情報提供を行い、民間活力の活用につなげます。

2 土木インフラに係る基本方針

(1) 方針1

施設の最適化によるライフサイクルコストの縮減																
方針1	内容	長寿命化を戦略的に進めるとともに、配置・ネットワークの合理化を図りつつ、新たな技術導入等を積極的に進めること等により、ライフサイクルコストを縮減します。														
	具体例	●長寿命化の推進 土木インフラの類型ごとに、適切な点検及び診断等の実施内容や予防保全型の維持管理のための事業の実施計画等を定める類型別の長寿命化計画等を策定し、土木インフラに関する予防保全型の維持管理を実現します。 なお、土木インフラについては、予防保全型の維持管理により可能な限り長期にわたり使用することを基本としています。目標耐用年数は定めていませんが、代表的な土木インフラに係る目安は次のとおりです。 表 （参考）代表的な土木インフラの耐用年数の目安 <table border="1"> <thead> <tr> <th>施設名称</th><th>耐用年数の目安</th><th>出典</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>道路舗装</td><td>10 年</td><td>減価償却資産の耐用年数表</td></tr> <tr> <td>橋りょう</td><td>50 年</td><td>神奈川県道路施設長寿命化計画 Ⅱ 橋りょう編 コスト縮減効果の算出方法</td></tr> <tr> <td>トンネル・大型カルバート</td><td>75 年</td><td>神奈川県道路施設長寿命化計画 Ⅲ トンネル・洞門編 コスト縮減効果の算出方法</td></tr> <tr> <td>管路</td><td>50 年</td><td>厚木市公共下水道（第Ⅱ期）ストックマネジメント計画</td></tr> </tbody> </table> ●利用ニーズ等を踏まえた配置・ネットワークの合理化 必要な機能や利便性、安全性の確保を前提としつつ、維持管理の効率化や負担の軽減の観点から、ニーズの変化等を踏まえ、各機能の配置・ネットワークの合理化も検討します。 ●民間のノウハウの活用等 施設の整備や維持管理等において、DB（O）方式、PFI方式、Park-PFI方式の導入など、民間活力の導入検討を積極的に進めます。 PPP/PFI手法の導入検討の際は、平成 29（2017）年に制定した「厚木市PPP/PFI手法導入の優先的検討に関する要綱」に基づいて行います。	施設名称	耐用年数の目安	出典	道路舗装	10 年	減価償却資産の耐用年数表	橋りょう	50 年	神奈川県道路施設長寿命化計画 Ⅱ 橋りょう編 コスト縮減効果の算出方法	トンネル・大型カルバート	75 年	神奈川県道路施設長寿命化計画 Ⅲ トンネル・洞門編 コスト縮減効果の算出方法	管路	50 年
施設名称	耐用年数の目安	出典														
道路舗装	10 年	減価償却資産の耐用年数表														
橋りょう	50 年	神奈川県道路施設長寿命化計画 Ⅱ 橋りょう編 コスト縮減効果の算出方法														
トンネル・大型カルバート	75 年	神奈川県道路施設長寿命化計画 Ⅲ トンネル・洞門編 コスト縮減効果の算出方法														
管路	50 年	厚木市公共下水道（第Ⅱ期）ストックマネジメント計画														

(2) 方針2

方針2	多様な財源の確保	
	内容	持続可能なインフラマネジメントを実現するため、着実な財源の確保と多様化を図ります。
	具体例	●補助金等の活用 土木インフラは市民生活に必要不可欠なものであり、着実な整備や維持管理、修繕が必要ですが、そのための費用を着実に確保していくことが求められることから、国・県等の補助制度や民間資金等を積極的に活用することで、本市の財政負担の軽減に努めます。 ●受益者負担の適正化 提供しているサービスの利用に対し、適正な受益者負担を求めることにより、財源の確保に取り組みます。 ●維持管理費の平準化による財政負担の抑制 長寿命化計画等に基づく計画的な維持管理により、費用の平準化と縮減を図り、財政負担の軽減に繋がります。

(3) 方針3

計画的な維持管理と安心・安全の確保		
方針3	内容	定期的な点検・診断により施設の状態を継続的に把握し、PDCAサイクルによる予防保全型の計画的な維持管理・更新により、安全で安心して利用できる施設環境を維持します。
	具体例	●点検・診断の計画的実施とデータの活用 予防保全型の維持管理を行う対象となる施設については、重要性や劣化の進行状況、影響度等を踏まえ選定し、点検周期や点検方法に関するマニュアルに準じた点検及び診断を実施します。 点検及び診断の結果についてはデータベース化を図り、今後の予防保全型の維持管理や修繕、更新、本計画の見直しの際の基礎データとして活用します。点検・診断で把握した劣化や財政状況・社会情勢の変化に対応するために、PDCAサイクルによる予防保全型の維持管理を進めます。 ●優先性を考慮した計画的な維持管理、修繕、更新等の実施 類型別の長寿命化計画等に基づく事業について、予算とのバランスを見ながら優先性の高い事業について、予防保全を中心としつつ事後保全も適切に組み合わせながら、計画的な維持管理、修繕、更新等を進めます。また、例えば道路の維持管理で導入されている道路舗装の上層部分のみの部分補修、公園で導入されている省エネ電灯への入れ替え等の維持管理費用の削減につながる工法や取組について、最新技術・情報を収集しながら、積極的な導入を進めます。 ●安全確保と利用者リスクへの対応 安心・安全な市民生活を継続するために必要不可欠な施設であることから、高度な危険性が認められた場合には、早急なる補修・更新の事業を実施し、安全性を確保します。 また、道路破損についての情報収集の全庁的な取組体制の更なる強化や道路破損状況の報告に協力する民間企業数を増やすことで、軽微な補修で対応できる箇所を増やし、更なる維持管理費用の低減を図ります。また、道路だけでなく、橋梁、トンネル、歩道橋等の道路施設全般についても、同様の取組を進めます。 点検・診断については、全ての土木インフラについて維持管理を専門とする業者を活用するのではなく、小規模な土木インフラについては職員自らによる点検・診断の対象を増やし、日常的な施設点検・パトロールにおいて発見した軽微な劣化については、必要に応じて発見した段階で補修を実施します。 ●改修・更新時等の耐震化の推進 定期的な点検及び診断等により施設の健全性を把握し、必要に応じて安全性確保のための補強や対策を実施します。また、改修・更新時を基本としつつ、緊急性や重要度を踏まえ、計画的な耐震対策を進めます。特に、地域防災計画において重要な役割を担う道路や橋梁等については、優先度を考慮しながら、着実に耐震化への取組を進めます。

(4) 方針4

社会的要請への対応と施設の質の向上		
方針4	内容	人口減少・少子高齢化、脱炭素化、防災・減災の強化などの社会的要請に対応するとともに、利便性や環境性能の向上を図り、時代に即したインフラの維持・更新等を行います。
	具体例	●災害対応力の強化 近年の気候変動の影響等を踏まえた土木インフラの防災・減災機能の強化を図ります。 また、将来のリスクの変化も見据え、必要に応じて施設機能や整備水準の見直しを行い、継続的に災害対応力の向上に取り組めます。 ●カーボンニュートラルの推進 本市では、令和3（2021）年2月22日にゼロカーボンシティを表明し、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロに向けた取組を進めています。土木インフラにおいては、設置する設備の省エネ化、太陽光発電や余熱利用を中心とした再生可能エネルギーの導入のほか、材料の選定や維持管理方法の効率化など、「厚木市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」等に従った事業の実施を進めます。 ●ユニバーサルデザインの推進 土木インフラの整備や改修に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」の趣旨を踏まえ、移動時の段差解消や案内機能向上など、誰もが安全かつ円滑に利用できる環境の確保に取り組めます。また、年齢や性別、障害の有無、国籍などの違いにかかわらず、多様な利用者が利用することを前提に、整備及び維持管理の各段階においてユニバーサルデザインの考え方に配慮します。加えて、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画（平成 29（2017）年2月決定）」におけるユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、移動や利用の連続性にも配慮し、全ての人が利用しやすいインフラ空間の形成を進めます。 ●地域特性や利用動向等を踏まえた機能の見直し 引き続き必要な機能やサービスを確保することを前提としつつ、人口動向や地域特性、利用状況等の変化を踏まえ、従来の手法や配置にとらわれない柔軟な対応方法も検討していきます。

(5) 方針5

実効性の高い推進体制と進捗管理の仕組みの構築		
方針5	内容	計画の実効性を担保するため、庁内外の連携体制を整えるとともに、参考値等の目安の設定についても検討します。
	具体例	●総合的かつ計画的な管理を実施するための体制の構築 現在道路の点検において取組が行われている市職員の徒歩による全路線点検や、日常生活や業務において劣化を把握した場合の所管課への報告、新聞販売店等の民間事業者からの劣化報告等についても、継続的に取り組んでいきます。 土木インフラの維持管理に関わる職員については、予防保全型の維持管理に関する技術習得のために、国、県及び維持管理に関する財団・協会等の講習会への積極的な参加を促進し、新たな維持管理に関する技術習得に努めます。また、技術継承や技術者不足の両面に対応するために、これまでも実施している技術職員の再雇用の取組の拡大についても検討するなど、維持管理に関する技術職員の強化を更に進めます。
		●関係課との情報共有・連携の推進 土木インフラの効果的かつ計画的な維持管理を推進するためには、日常の業務を通じて施設の状況や課題を共有し、取組を進めていくことが重要です。また、将来的な施設の在り方や今後の方向性についても、早い段階から関係課の間で情報共有を図り、必要に応じて連携しながら検討を進めるなど、横断的かつ円滑に取組を推進します。 ●庁内外への情報発信 市民生活を支える必要不可欠な施設の維持管理等を着実に推進するためには、市民等との情報共有が不可欠です。 このため、計画の内容や進捗状況等について、分かりやすく積極的に情報発信を行い、透明性の確保に努めるとともに、市民意見の把握の機会の充実を図ります。 また、民間事業者等に対しても情報提供を行い、民間活力の活用に繋がります。

案件(2)

目標設定について

目標設定について

1 【再掲】財政シミュレーションの実施

本市が保有する公共施設等について、今後の計画期間における維持・更新に要する費用を、これまでの実績と比較することで、公共施設等を現状の水準で維持・更新する場合の不足額（財源不足額）を算出します。

2 【再掲】財政シミュレーションにおける諸条件

(1) 対象期間

今後の計画期間である、令和 9（2027）年度から令和 36（2054）年度までの 28 年間とします。

(2) 算出方法

公共建築物・土木インフラそれぞれについて、「維持・更新に要する費用」から「これまでの実績」を差し引くことで、財源不足額を算出します。

	維持・更新に要する費用			－	これまでの実績 (充当可能額)	＝	財 源 不 足 額
公共 建築物	1 m ² 当たりの 単価 ※後述	×	対象となる公共建築物 の延べ床面積 ※後述		直近 10 年間の 決算における、 普通建設事業費 の平均金額		
土木 インフラ	普通建設事業費の支出見込み額						

(3) 公共建築物の維持・更新に要する費用の算出について

ア 1㎡当たりの単価の設定

現行の厚木市公共施設個別施設計画（以下「個別施設計画」という。）で用いている一般財団法人地域総合整備財団「公共施設等更新費用試算ソフト」の改修・更新単価を用います。なお、昨今の建築費高騰を反映させるため、補正係数（36.1%）を上乗せしたものを試算して用います。

表 改修・更新単価一覧（補正後）（円/㎡）

施設類型 （現行計画に準ずる）	長寿命化改修 （機能回復）	長寿命化改修 （機能回復＋機能向上）	更新
●市営住宅	95,280	231,394	381,119
●学校教育施設 ①小学校 ②中学校 ③学校給食センター ●保育施設 ①保育所 ②子育て支援施設 ●単独給食調理場 ●放課後児童クラブ(プレハブ)	108,891	231,394	449,176
●医療施設 ●福祉施設 ①老人憩の家 ②児童館 ③福祉施設 ●環境施設	122,503	272,228	490,011
●市民施設 ①駐車場・自転車等駐車場 ②生涯学習施設 ③公園内施設 ④公衆便所 ●社会教育施設 ①公民館 ②スポーツ施設 ③文化財施設 ●庁舎等施設 ●防災施設 ①消防署所 ②器具置場 ③防災倉庫 ●集会施設	136,114	340,285	544,456

イ 目標耐用年数の設定

厚木市公共施設最適化基本計画（以下「現行計画」という。）及び個別施設計画で示している、構造・基準別の目標耐用年数を用います。

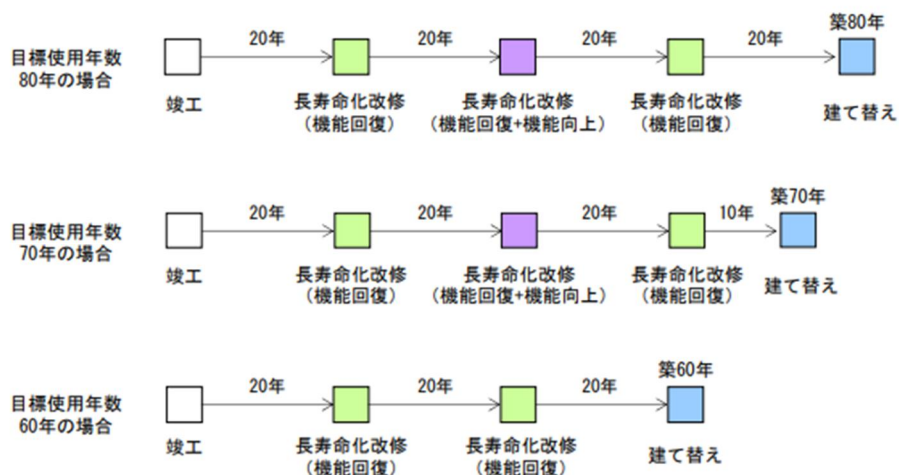
表 公共建築物の目標耐用年数

構造・基準	目標耐用年数（年）
鉄筋コンクリート造	80
重量鉄骨の建築物	80
軽量鉄骨の建築物	60
木造	60

※市営住宅の目標耐用年数については、構造を問わず、公営住宅法施行令に基づき 70 年としています。

ウ 改修・更新サイクル

個別施設計画で示している改修・更新サイクルに基づき、次のとおり設定します。



なお、耐用年数評価を実施した学校教育施設の改修・更新サイクルは、次のとおり設定します。



3 【再掲】財政シミュレーションに基づく財源不足額の試算

令和9（2027）年度から令和36（2054）年度までの28年間で、財源不足額が約716億円と試算されました。

なお、計画期間全体において、公共建築物の延べ床面積の削減のみで財源不足額約198億円を解消する場合、現在の公共建築物の延べ床面積の約7％に当たる、約43,000㎡を削減する必要があります。

	内 訳		維持・更新に 要する費用	充当可能額	財源不足額
公共施設等 全体 (計画期間 全体)	公共 建築物	28 年間	約 2,316 億円	約 2,118 億円	約 198 億円
	土木 インフラ		約 1,628 億円	約 1,110 億円	約 518 億円
			約 3,944 億円	約 3,227 億円	約 716 億円
↓ (参考) 現行計画策定時点 (平成 27 年 3 月) ↓					
	内 訳		維持・更新に 要する費用	充当可能額	財源不足額
公共施設等 全体 (計画期間 全体)	公共 建築物	40 年間	約 1,849 億円	約 1,427 億円	約 422 億円
	土木 インフラ		約 1,778 億円	約 1,456 億円	約 322 億円
			約 3,627 億円	約 2,883 億円	約 744 億円

4 目標

(1) 公共施設等に係る目標

現行計画において目標としている「**財源不足額の解消**」について、目標値としての位置付けを継続します。

なお、現行計画においては、公共建築物の財源不足額約 422 億円の解消を目標としていますが、総合管理計画においては、土木インフラも含めた不足額である「**約 716 億円**」を財源不足額と位置付けます。

目標	前期 R9(2027)～R16(2034)	中期 R17(2035)～R26(2044)	後期 R27(2045)～R36(2054)
財源不足額の解消	R9(2027)年度から R36(2054)年度までの 28 年間で、 財源不足となる 約 716 億円 の解消		

(2) 公共建築物に係る目標

総合管理計画の進捗状況を定量的に確認可能な目標として、新たに、「**市民一人当たりの面積 (㎡/人)**」を、前期・中期・後期で設定します。現状値を基準とし、経年の変化を見ること、適正な値を意識しながら、計画の進行管理を行えるようにします。

なお、市民一人当たりの面積の現状値を維持するとした場合、各期に推計される累計削減面積は次のとおりであり、人口の変化に応じて必要な施設量を保有するという考えを基に設定しています。

目標 (新たな指標)	前期 R9(2027)～R16(2034)	中期 R17(2035)～R26(2044)	後期 R27(2045)～R36(2054)
市民一人当たりの面積 【現状値】	2.81 ㎡/人		
現状値維持のための 削減面積の目安	8 年間で 約 26,700 ㎡	10 年間で 約 38,800 ㎡	10 年間で 約 40,400 ㎡

※取扱いについて

- ・進捗を確認することを目的に定期的に参照し、値にギャップが生じた場合には、その要因及び対応方策の検討に繋がります。
- ・社会環境、取組環境に変化があった場合等は、目標を見直します。
- ・各期間中の削減面積の推計は、改定時点での推計データに基づき算出した数値のため、今後の人口推移や面積削減の進捗等により変わる可能性があります。

(3) 土木インフラに係る目標

各施設の劣化状況や利用状況等を定期的に把握し、安全性を確保することを前提とした上で、事後保全型の対応から、予防保全型の対応に移行し、個別施設計画に定めるとおり、ライフサイクルコストを削減することを目標とします。その上で、長期的には、人口分布や環境の変化を捉え、必要に応じて廃止や縮減の検討を行います。

(4) 目標達成のための取組

ア 改修・更新に関する考え方

財源不足額の解消に向け、次の3つの考え方に基づき取組を進めることとします。

考え方		詳細
①	改修・更新前における市民ニーズの見極め	●改修時期や目標耐用年数を迎える前に、将来の市民ニーズをよく見極めた上で、改修や更新の実施を判断します。 ●市民ニーズが減少（見込み含む）している公共施設等は、更新や長寿命化改修を行わないことについて検討します。
②	長寿命化改修の着実な実施	●長寿命化改修の対象となる施設は、適切なタイミングで着実に工事を実施します。
③	改修・更新等を契機とした、公共施設の最適化	●施設の改修・更新時において、近隣の公共施設等との機能統合や複合化、集約化等、規模の適正化を行います。 ●一方で、民間事業者等の参入が見込まれる公共施設等は、改修・更新等のタイミングを待たず、移譲等を検討します。

イ 手法

次の手法を行うことにより、目標の達成を目指します。

視点		手法内容
歳出削減・抑制	施設保有量に特化した取組	・適正な規模での更新 ・統合、複合化 ・施設の廃止 ・民間事業者への移管 ●追加 地域への移譲 (例：地域対応施設の地元活用への移譲)
	施設保有量以外に特化した取組	・長寿命化改修の着実な実施 ・更新時の効果的な事業手法（PPP/PFI、DB(0)、DBM等） ●追加 維持管理効率化（包括的民間委託等） ●追加 土木インフラの予防保全による長寿命化
歳入増加		・補助金等特定財源の確保 ・適正な受益者負担 ・普通財産、市有地の売却 ●追加 新規歳入確保手法 (ネーミングライツ、広告収入等) ●追加 跡地・跡施設の貸付等
財政負担平準化		・長寿命化による更新時期の平準化 ●追加 耐用年数評価による超長寿命化 ●追加 基金積み立ての検討
公共施設以外の取組		●追加 行政評価による事業見直し ●追加 事務の効率化

案件(3)

施設類型の見直しについて

施設類型の見直しについて

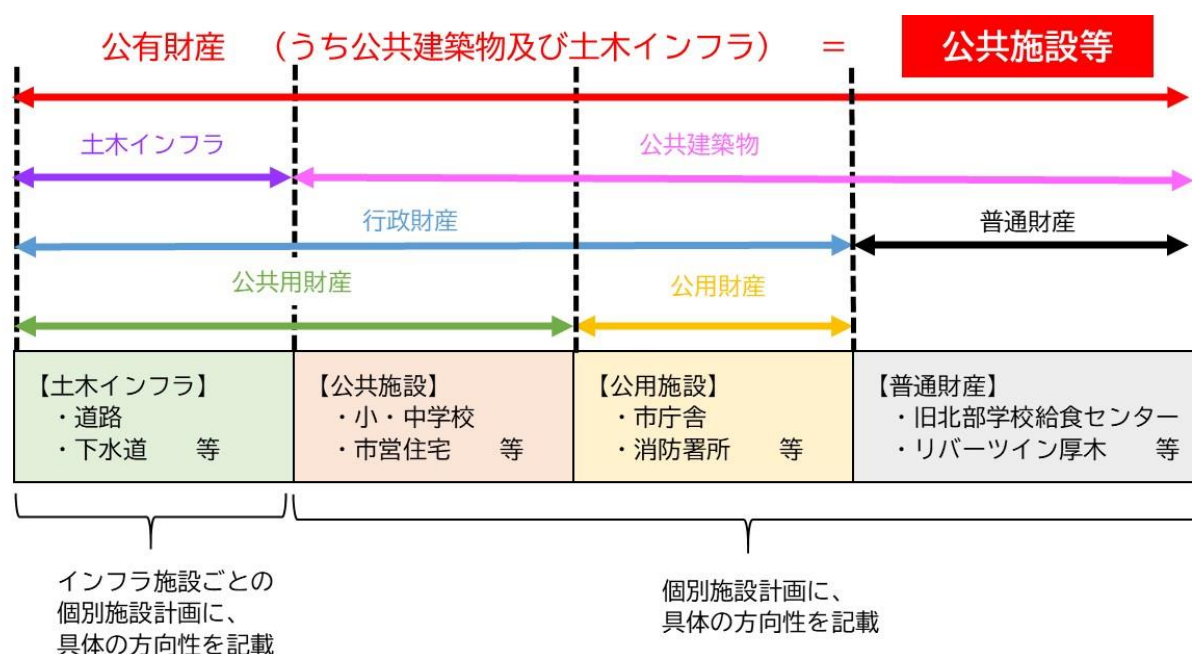
1 「公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針」における、「公共施設等」の定義

当該指針（平成26（2014）年4月22日策定、令和5（2023）年10月10日改訂）においては、公共施設等について、次のとおり定義されています。

公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路・橋りょう等の土木構造物、公営企業の施設（上水道、下水道等）、～（中略）～も含む包括的な概念である。（略） ※指針から抜粋

2 総合管理計画における対象施設

地方自治法第238条に掲げる公有財産のうち、「公共建築物」及び「土木インフラ」を対象施設とし、これらを本市総合管理計画において「公共施設等」と定義します。なお、企業会計の施設を含むものとします。



併せて、現行計画で対象外とされている次の施設について、総合管理計画の対象施設として新たに位置付けます。

- (1) 公園内施設
- (2) 公衆便所
- (3) 環境施設
- (4) 防災倉庫
- (5) なかま教室
- (6) 単独給食調理場 ※小学校の附属棟として扱っていたものを、抜き出して示します。
- (7) 放課後児童クラブ（プレハブに限る。）
- (8) 土木インフラ

2 対象施設の増加に伴う施設類型の見直し

(1) 施設類型の考え方

現行計画においては、施設の所管部署や施設の性格から、公共建築物を 11 施設用途・23 施設類型に分類していました。

総合管理計画においては、対象施設が増加することから、公共施設等が提供している機能に着目した上で、次のとおり施設類型全体を見直しました。

ア 公共建築物

1 大分類・12 中分類・31 小分類に区分しました。

イ 土木インフラ

4 大分類に区分しました。

さらに、「道路施設」は 10 中分類・14 小分類、「下水道施設」は 1 中分類・3 小分類・「河川施設」は 4 中分類・0 小分類、「公園」は 1 中分類・6 小分類に区分しました。

(2) 施設類型の見直し（案）について

次のとおりです。

大分類	中分類		小分類	具体施設等	広域・地域分類	
					広域対応施設	地域対応施設
公共建築物	行政財産	医療施設	医療施設	2施設 メジカルセンター、市立病院	●	
		学校教育施設	小学校	23校		●
			中学校	13校		●
			教育支援施設	1施設 なかま教室	●	
		学校給食施設	学校給食センター	2施設	●	
			単独給食調理場	17校		●
		子育て支援施設	放課後児童クラブ	5施設 （23クラブのうち5校プレハブ棟）		●
			児童館	38館		●
			保育所	4施設	●	
			子育て支援施設	3施設 子育て支援センターもみじの手 等	●	
		市営住宅	市営住宅	16施設 吾妻団地 等	●	
		市民利便施設	駐車場・自転車等駐車場	7施設 中央公園地下駐車場 等	●	
			公園内施設	60施設 ぼうさいの丘公園 等	●	
			公衆便所	3施設 厚木バスセンター公衆便所 等	●	
		庁舎系施設	庁舎等施設	5施設 市庁舎、道路補修事務所 等	●	
			消防署所	8署 厚木消防署本署 等	●	
			器具置場	52施設	●	
		福祉施設	福祉施設	3施設 老人福祉センター寿荘 等	●	
		文化・スポーツ等施設	生涯学習施設	6施設 市民交流プラザ、文化会館 等	●	
			文化施設	2施設 あつぎ郷土博物館、古民家岸邸	●	
			スポーツ施設	11施設 東町スポーツセンター、荻野運動公園 等	●	
			商業・観光施設	3施設 アミューあつぎ（商業フロア）等	●	
		集会施設	公民館	16館 （分館含む）		●
			老人憩の家(いこいの家)	42館		●
			集会施設	3施設 旭町2丁目集会所 等	●	
		生活インフラ	環境施設	3施設 資源化センター 等	●	
			防災倉庫	11施設 ぼうさいの丘公園倉庫 等	●	
			斎場	1施設	●	
			下水道施設	3施設 妻田ポンプ場 等	●	
	財産普通	普通財産	機能廃止施設	3施設 旧北部学校給食センター 等	●	
			区分所有施設	5施設 リバーツイン厚木 等	●	

大分類		中分類	小分類	広域・地域分類	
				広域対応施設	地域対応施設
土木インフラ	道路施設	道路（舗装）	1 級市道	—	—
			2 級市道		
			その他市道		
		橋梁			
		横断歩道橋			
		トンネル			
		大型カルバート			
		地下道			
		道路土木構造物	斜面安定施設		
		交通安全施設	道路照明		
			大型標識		
			道路情報提供装置		
			カーブミラー		
			ガードレール・横断防止柵等		
		街路樹	高木		
			中木		
			低木		
		昇降機	エスカレーター		
			エレベーター		
		下水道施設	管路		
	汚水				
	雨水				
	河川施設	準用河川			
		普通河川			
		雨水調整池			
		親水広場			
	公園	都市公園	運動公園		
			総合公園		
			街区公園		
			近隣公園		
			地区公園		
			都市緑地		

新旧対照表

<<新>> 総合管理計画の施設類型【公共建築物】
 (案)
 (令和8年4月1日時点)

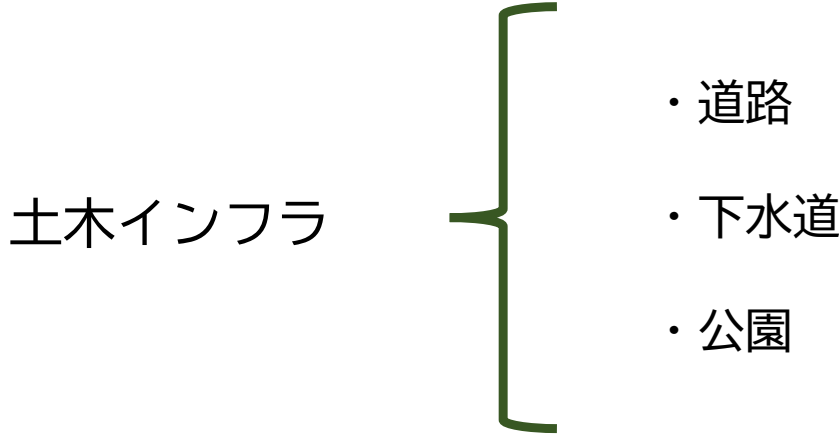
<<旧>> 現行計画の施設類型
 (令和3年3月31日時点)

大分類	中分類		小分類	広域・地域分類	
				広域対応施設	地域対応施設
公共建築物	行政財産	医療施設	医療施設	●	
		学校教育施設	小学校		●
			中学校		●
			教育支援施設	●	
		学校給食施設	学校給食センター	●	
			単独給食調理場		●
		子育て支援施設	放課後児童クラブ		●
			児童館		●
			保育所	●	
			子育て支援施設	●	
		市営住宅	市営住宅	●	
		市民利便施設	駐車場・自転車等駐車場	●	
			公園内施設	●	
			公衆便所	●	
		庁舎系施設	庁舎等施設	●	
			消防署所	●	
			器具置場	●	
		福祉施設	福祉施設	●	
		文化・スポーツ等施設	生涯学習施設	●	
			文化施設	●	
			スポーツ施設	●	
			商業・観光施設	●	
		集会施設	公民館		●
			老人憩の家(いこいの家)		●
			集会施設	●	
		生活インフラ	環境施設	●	
			防災倉庫	●	
			斎場	●	
			下水道施設	●	
	財産通	普通財産	機能廃止施設	●	
			区分所有施設	●	

施設用途	施設類型	市域対応施設	地域対応施設
医療施設	医療施設	●	
学校教育施設	小学校		●
	中学校		●
	学校給食センター	●	
市営住宅	市営住宅	●	
市民施設	駐車場・自転車等駐車場	●	
	生涯学習施設	●	
	公園内施設	●	
	公衆便所	●	
社会教育施設	公民館		●
	スポーツ施設	●	
	文化財施設	●	
庁舎等施設	庁舎等施設	●	
福祉施設	老人憩の家		●
	児童館		●
	福祉施設	●	
保育施設	保育所	●	
	子育て支援施設	●	
防災施設	消防署所	●	
	器具置場	●	
	防災倉庫	●	
環境施設	環境施設	●	
その他	集会施設	●	

凡例	赤字	新規
	青字	名称変更
	紫字	削除

大分類		中分類	小分類	広域・地域分類	
土木インフラ	道路施設	道路（舗装）	1 級市道	広域対応施設	地域対応施設
			2 級市道		
			その他市道		
		橋梁			
		横断歩道橋			
		トンネル			
		大型カルバート			
		地下道			
		道路土木構造物	斜面安定施設		
		交通安全施設	道路照明		
			大型標識		
			道路情報提供装置		
			カーブミラー		
			ガードレール・横断防止柵等		
		街路樹	高木		
			中木		
			低木		
		昇降機	エスカレーター		
			エレベーター		
		下水道施設	管路		
	汚水				
	雨水				
	河川施設	準用河川			
		普通河川			
		雨水調整池			
		親水広場			
	公園	都市公園	運動公園		
			総合公園		
			街区公園		
			近隣公園		
			地区公園		
			都市緑地		



凡例	赤字	新規
	青字	名称変更
	紫字	削除

案件(4)

土木インフラの概要等について

土木インフラの概要等について

土木インフラは、安心・安全な市民生活を支えるために必要不可欠な施設であることから、一律に総量抑制の考え方を当てはめるのは適当ではありませんが、必要に応じて、廃止や縮減の検討を行うこととします。また、全施設において、既に個別施設計画が策定されており、施設の基本方針が定まっていることから、総合管理計画においては新たな考えを盛り込むのではなく、次の表に記載の計画を総合管理計画の個別施設計画として位置付けた上で、既存の計画で整理されている内容や考え方を記載することとします。

1 総合管理計画に位置付ける土木インフラ

大分類	中分類	小分類	整備・維持管理に関する計画等名称 (総合管理計画の個別施設計画)
道路施設	道路（舗装）	1 級市道	あつぎの道づくり計画
		2 級市道	
		その他市道	
	橋梁		あつぎの道づくり計画 道路維持管理計画（個別施設計画及び長寿命化修繕計画）
	横断歩道橋		
	トンネル		
	大型カルバート		
	地下道		あつぎの道づくり計画
	道路土工構造物	斜面安定施設	
	交通安全施設	道路照明	
		大型標識	
		道路情報提供装置	
		カーブミラー	
		ガードレール・横断防止柵等	
	街路樹	高木	あつぎの道づくり計画 厚木市街路樹ガイドライン
		中木	
低木			
昇降機	エスカレーター	あつぎの道づくり計画	
	エレベーター		
下水道施設	管路	合流	厚木市下水道ストックマネジメント計画
		汚水	
		雨水	
河川施設	準用河川		厚木市河川等施設維持管理方針
	普通河川		
	雨水調整池		
	親水広場		
公園	都市公園	運動公園	厚木市公園施設長寿命化計画
		総合公園	
		街区公園	
		近隣公園	
		地区公園	
		都市緑地	

2 各施設の概要（中分類又は小分類で整理）

(1) 道路施設

中分類	小分類	概要	保有量 ※
道路（舗装）	1 級市道	利用者の走行性や快適性を確保する施設です。施設の総量（舗装面積）が多く、主に1・2 級市道等の幹線道路と生活道路に分類されます。	27 路線 約 54.8km
	2 級市道		52 路線 約 95.2km
	その他市道		約 824km
橋梁		道路ネットワークを形成する施設であり、架橋位置や条件によって施設の規模や重要度が異なります。修繕、更新コストが他の施設に比べ大きいのが特徴です。	375 橋
横断歩道橋			12 橋
トンネル		道路ネットワークを形成・維持し、利用者の利便性を確保する施設です。他の施設に比べ、施設数は少ないが、1 施設当たりの規模は大きいのが特徴です。また、施設の内空を利用する施設であり、損傷が第三者被害につながる可能性の高い施設です。	3 本
大型カルバート		道路ネットワークを形成する施設であり、他の施設に比べ、施設数は少ないのが特徴です。施設の内空を利用する施設であり、損傷が第三者被害につながる可能性の高い施設です。	2 箇所
地下道			1 基
道路土工構造物	斜面安定施設	道路ネットワークを形成・維持し、利用者の利便性を確保する施設です。設置環境によって規模や構造が異なります。施設の老朽化のほか、大雨・地震等の自然災害によるリスクの高い施設です。	233 箇所
交通安全施設	道路照明	施設の種類と総量が多く、小規模な施設が多いのが特徴です。施設の損傷が道路ネットワークの寸断等致命的な被害を及ぼす可能性は低いですが、施設によって第三者被害が発生する可能性がある施設です。	3,198 基
	大型標識		59 基
	道路情報提供装置		4 箇所
	カーブミラー		約 5,000 基
	ガードレール・横断防止柵等		約 175km
街路樹	高木	恒常的に維持管理が必要で、空間機能や円滑な道路交通を確保するために必要な施設であり、生活環境に密接に関係します。構造物と同様、経年的な変化（老木化）や台風等の自然災害による倒木等のリスクもあります。	約 8,300 本
	中木		約 4,700 本
	低木		約 53,000 m ²

昇降機	エスカレーター	人を移動させるための施設であり、建物内にあるのが特徴です。特に高齢者や身体障がい者等の移動円滑化のために必要な施設（機械設備）です。	8基
	エレベーター		5基

※その他市道、ガードレール・横断防止柵等 令和7年3月末時点
上記以外 令和8年3月末時点

(2) 下水道施設

中分類	小分類	概要	保有量 ※
管路	合流	本市の下水道は、「相模川流域下水道」といい、相模川の流れて沿って建設された下水管に、市内の下水が集められています。	約 55km
	汚水		約 679km
	雨水		約 157km

※令和8年3月末時点

(3) 河川施設

中分類	小分類	概要	保有量 ※
準用河川		一級河川及び二級河川に指定されていない小規模な河川のうち、市が指定し、河川法の規定に準拠し管理する河川のことです。	3本
普通河川		一級河川・二級河川・準用河川のいずれにも該当しない河川のことです。	23本
雨水調整池		大雨の際に、下水道や河川に流れ込む雨水を一時的に貯留し、下流の浸水被害や洪水を防ぐための施設です。	17箇所
親水広場		人々が水と直接触れ合って遊んだり、生き物を観察したりできるよう整備された水辺空間のことです。	8箇所

※令和8年3月末時点

(4) 公園

中分類	小分類	概要	保有量 ※
都市公園	運動公園	都市計画法に基づき、国や地方公共団体が設置・管理する、休息、散歩、遊戯、運動など、都市住民の健康や潤いを目的にした公園や緑地です。	23.70ha 1箇所
	総合公園		9.40ha 1箇所
	街区公園		31.20ha 233箇所
	近隣公園		7.70ha 5箇所
	地区公園		8.90ha 1箇所
	都市緑地		64.40ha 5箇所

※令和8年4月1日時点

3 各施設の現状と課題（大分類で整理）

大分類	現状と課題
道路施設	施設量が年々増加するとともに老朽化の進展が見込まれ、これらを踏まえた長期的視点による維持管理が必要です。 道路構造物はもとより交通安全施設や街路樹等管理項目が多岐にわたるため、管理項目に応じた最適な維持管理が必要です。 施設種別により異なる機能・役割や特性を有しているため、これらに対応した長期的な維持・確保に資する維持管理が必要です。 更新時期が集中することが見込まれるため、各施設の更新時期を見極めた計画的な維持管理が必要です。
下水道施設	整備や供用開始から年数が経過していることにより、施設の経年変化や損傷等が見られます。 今後も老朽化が進展する膨大な下水道施設について、限られた財源で安定した下水道機能を維持することが求められています。
河川施設	改修後の供用年数が40年以上を超える施設が7割以上あり、施設の老朽化が見られます。 経年劣化による護岸ブロックの欠損、目地への樹木の侵入などの変状が見られます。 従来の対症療法的な管理方法では、今後、多くの施設が改修・更新の時期を迎えた時の財源確保が困難になることが見込まれます。 近年の著しい自然環境の変化による外的要因に施設が対応できなくなり、市民の安心、安全や財産を守ることが困難になります。
公園	国土交通省の「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、全ての遊具を毎年定期点検しています。 地域の自治会等と協力し、適正な維持管理を行っています。

4 各施設の今後の方向性（大分類で整理）

大分類	今後の方向性
道路施設	あつぎの道づくり計画における3つの基本方針に基づく取組を推進します。 1 迅速・的確な維持管理の推進 日常・災害時の道路パトロールにより、道路施設の状態を把握することで、利用者の安全性確保や損傷を早期発見に繋がります。 また、定期点検・詳細点検の実施により、施設の劣化や損傷状況の把握、健全性の判定を行い、適切な補修方法の選定に活用します。 2 効率的で計画的な維持管理の推進 ストック量や種類の多さを踏まえ、一律で同じ維持管理を行うのではなく、各特性に応じた維持管理を行うことで、効率的かつ効果的な維持管理を推進します。 3 地域・地元企業との連携・協働の推進 道路パトロールだけでなく、各地域で暮らす市民からの情報を提供いただくことにより、迅速な対応を行います。
下水道施設	厚木市公共下水道（第Ⅱ期）ストックマネジメント計画における管理方法（状態監視保全、時間計画保全、事後保全）に基づき、施設の老朽化対策を推進します。
河川施設	正確な状態把握のため、厚木市河川等施設維持管理方針において巡視・点検区分を設定し、巡視・点検による評価を行います。 施設において、損傷、腐食、その他の劣化異状があることを把握したときは、効率的な維持及び修繕のために必要な措置を講じます。
公園	点検結果を踏まえた早期の補修対応を行います。 公園施設長寿命化計画に基づき、遊具等を含む公園の改修を進め、利用者の満足度向上に向けた取組を進めていきます。

案件(5)

今後のスケジュールについて

厚木市公共施設最適化検討委員会 今後のスケジュールについて

	開催日程（予定含む）	審議・検討内容（予定含む）	主な内容		
			全体方針	目標設定	方針の具体化
第1回	5月26日(火) 午後2時から	1 計画の構成 2 基本方針の考え方 （課題・論点を踏まえた方向性） 3 目標の考え方 （財政シミュレーション）			
第2回	6月29日(月) 午後2時から	1 基本方針 2 目標設定 3 施設類型の見直し 4 土木インフラの概要等			
第3回	【確定・市長からの諮問】 8月27日(木)午後2時から	1 具体的な取組方策 2 モデル事業 3 主要な施設類型の方針 4 総合管理計画改定原案			
第4回	【候補日】 ①9月25日(金) 午後3時 ②9月28日(月) 午後2時 ③9月24日(木) 午前10時 ④9月24日(木) 午後2時	1 総合管理計画改定原案 2 改定による新たな取組			
	10月初旬～中旬	答申案の確認			
答申	【確定・市長への答申】 10月19日(月) 午後1時	市長への答申 （委員長及び職務代理のみ出席）			